

垂井町公共施設アクションプラン

概要版

2019年3月

垂井町

第1章 アクションプランの概要

1.アクションプランの目的・位置づけ

本町では、2016年度に社会環境の変化に応じた公共施設等の最適化を図っていくため、「垂井町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」と呼称）を策定しました。

垂井町公共施設アクションプラン（以下「アクションプラン」と呼称）は、総合管理計画に基づき、公共建築物全体の修繕・更新等の発生時期を見通したうえで、分野横断的な視点も踏まえながら、今後「移譲」、「廃止」、「統合」する施設を検討し、財政収支を意識した事業化を図るための実施計画として策定するものです。

なお、アクションプランは、総合管理計画の基本方針及び垂井町第6次総合計画と整合を図りながら、個別施設ごとの具体的な取組内容を検討の上、着実に推進していくものです。

垂井町第6次総合計画 基本構想（計画期間：2018～2027年度）
テーマ別戦略（計画期間：2018～2027年度） テーマ 「7-2 財政運営」 <持続可能な健全財政を維持できるように、事務事業の見直しや選択に向けた取組を進めるとともに、行財政改革の視点に立った一般財源と特定財源の確保を図ります> 持続可能な財政運営を維持していくためには、経常的経費の抑制などの内部努力に加えて、事務事業や住民サービスの一層の見直し・選択なども求められます。 そのため、10年後の未来に向けて、「垂井町公共施設等総合管理計画」などに基づき施設の検証・見直しを進めるとともに、「より多くの事務事業の実施」から「優先度を考慮した事務事業の選択」への転換に取り組みます。また、自主・自立したまちづくりを支える財政基盤を健全かつ強固にするため、行財政改革を前提として、様々な手段を検討して一般財源や特定財源の確保を図ります。



2.計画期間

中長期的な視点に立った公共建築物の取組を実施するため、アクションプランの計画期間は、2019年度から2036年度までの18年間を計画期間とします。

3.対象とする公共建築物

アクションプランでは、公共建築物のうち、上水道及び下水道の用に供される施設を除いた「公共建築物」を対象とします。また、総合管理計画で対象としたインフラ施設については、アクションプランによる再配置に適さない資産であるため、アクションプランでは対象外とします。

用途分類		施設名称	施設数	延床面積	
大分類	中分類				
1 行政系施設	①庁舎等	役場	2 施設	11,495 ㎡	12,114 ㎡
	②消防施設	消防車庫、ポンプ車庫、器具庫、可搬庫	25 施設	619 ㎡	
2 産業系施設	①産業系施設	農林畜産物販売所 半兵衛の里	1 施設	87 ㎡	87 ㎡
3 保健・福祉施設	①障害福祉施設	けやきの家、いづみの園	2 施設	1,614 ㎡	5,691 ㎡
	②保健施設	保健センター	1 施設	902 ㎡	
	③その他社会保険施設	福祉会館	1 施設	597 ㎡	
	④高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人福祉センター、生きがいセンター、生きがい拠点施設、夢の屋	5 施設	2,578 ㎡	
4 スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド	5 施設	5,079 ㎡	5,079 ㎡
5 社会教育系施設	①博物館	菁莪記念館	1 施設	119 ㎡	2,571 ㎡
	②図書館	タリビピアセンター	1 施設	2,452 ㎡	
6 学校教育系施設	①学校	小学校、中学校	9 施設	47,907 ㎡	48,953 ㎡
	②その他教育施設	学校給食センター	1 施設	1,046 ㎡	
7 子育て支援施設	①幼稚園・保育園・こども園	こども園、保育園、幼稚園	11 施設	11,189 ㎡	11,873 ㎡
	②幼児・児童施設	留守家庭児童教室	2 施設	684 ㎡	
8 町民文化系施設	①集会施設	公民館、まちづくりセンター、集会所 コミュニティセンター、転作研修所	37 施設	10,736 ㎡	14,447 ㎡
	②文化施設	文化会館	1 施設	3,711 ㎡	
9 公営住宅	①公営住宅	町営住宅	8 施設	15,638 ㎡	15,638 ㎡
10 公園	①公園（便所等）	公園便所等	8 施設	106 ㎡	106 ㎡
11 上水道施設	①上水道施設	増圧ポンプ場、水源地	4 施設	1,589 ㎡	2,507 ㎡
	②簡易水道施設	簡易水道浄水場 増圧ポンプ場、簡易水道水源地	4 施設	918 ㎡	
12 下水道施設	①下水道施設	浄化センター、農業集落排水処理施設	3 施設	6,636 ㎡	6,636 ㎡
13 供給処理施設	①供給処理施設	クリーンセンター、エコドーム	2 施設	5,241 ㎡	5,241 ㎡
14 その他	①その他	防災倉庫、斎場、水防倉庫、 蜂焼倉庫、除雪車庫、駅周辺施設	27 施設	5,896 ㎡	5,896 ㎡
合 計			161 施設	136,838 ㎡	

※延床面積と構成比は、小数点以下の端数処理により、合計値と合わない場合があります。

※2018年度時点の「施設再編計画調査シート」の施設数及び延床面積を集計したものです。

※着色部の「11 上水道施設」「12 下水道施設」の公共建築物は公共施設アクションプランの対象外とします。

※「町営住宅」に併設されている「集会施設」については、町営住宅内施設とみなして面積集計しています。

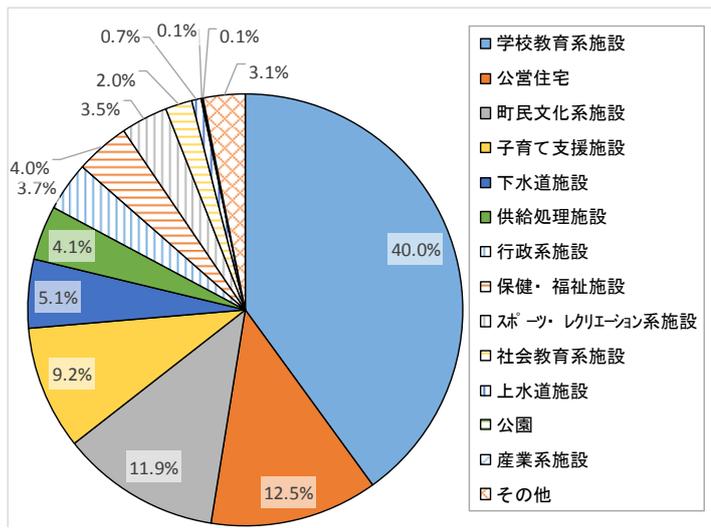
第2章 公共建築物の現況と課題

1. 公共施設等の現況

(1) 公共建築物の現況（「総合管理計画」策定時点）

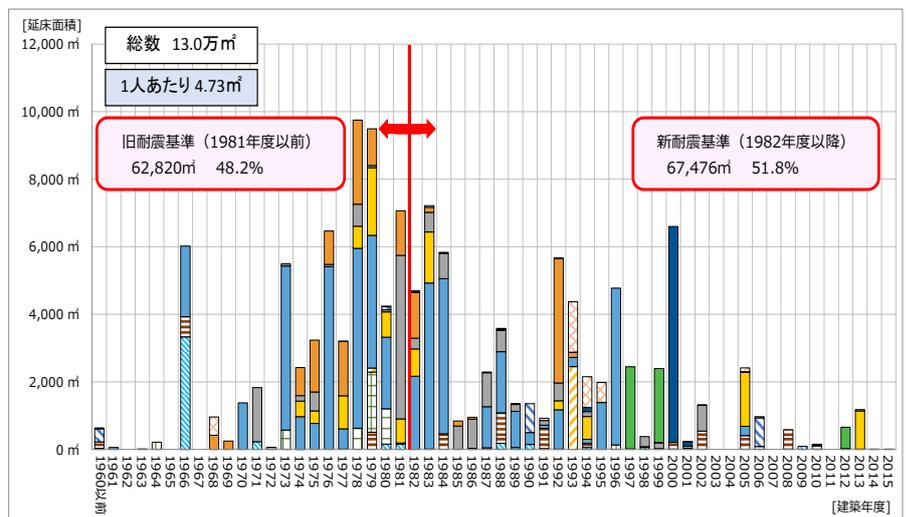
町が所有する公共建築物（ハコモノ施設）は、上水道施設・下水道施設などのインフラ関連建築物を含めて164施設あり、延床面積は130,296㎡です。

これらの公共建築物について用途分類別に見ると、学校教育系施設の1校あたりの規模が大きく、小中学校合わせて9校の学校と学校給食センターの延床面積の合計は51,638㎡となり、公共建築物全体の約4割を占めています。次いで、公営住宅（12.4%）、町民文化系施設（11.7%）、子育て支援施設（9.2%）の順で、これらを合わせると垂井町の施設の3/4の延床面積を占めています。



公共建築物用途分類別延床面積比率

建築年度別に公共建築物を見てみると、建築基準法の耐震基準が改正された1981年度以前に建てられた建築物は、町全体施設の延床面積の約半数を占めています。本町の公共建築物は昭和50年代に集中的に整備された時期があり、現在からおよそ20年後の2038年前後に更新が集中することが予想されます。



公共建築物建築年度別延床面積

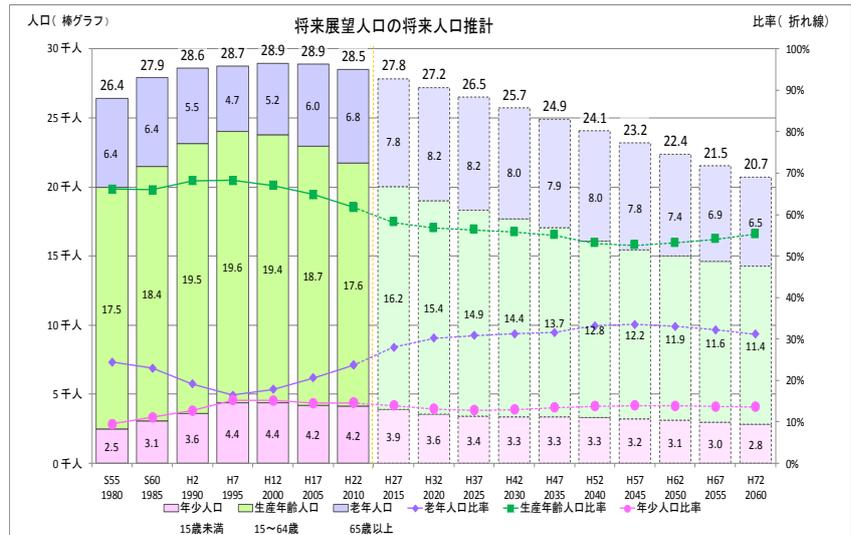
(2) 人口一人あたりの公共建築物床面積

本町が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「人口一人あたりの公共建築物床面積」は、2015年度国勢調査による町の人口を用いると4.97㎡/人（136,838㎡/27,556人）です。

全国の自治体の平均値2.94㎡/人、岐阜県内の「町」の平均値3.80㎡/人と比較すると、3割から7割多いという極めて高い水準にあります。

2.人口の推移と将来の見通し

2015 年度策定の「垂井町人口ビジョン」の将来展望人口によれば、総人口のピークを迎えた 2000 年まで経済と社会の主要な活力となる生産年齢人口は総人口の 2/3 程度を占めていましたが、その後減少し、2050 年にはピーク時の 6 割程度に減少すると展望されています。

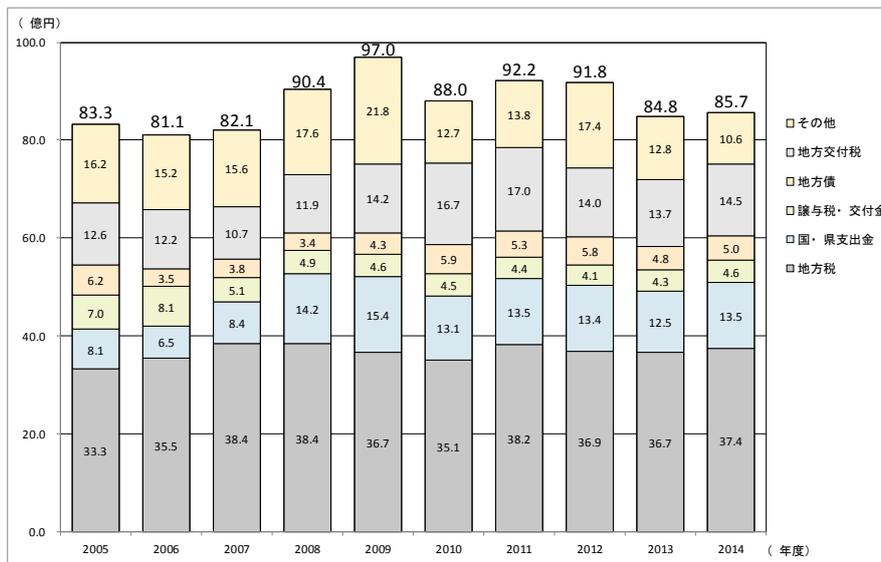


年齢 3 区分別人口の推移と将来展望人口

また、年少人口比率は 2000 年の 15.1%をピークに徐々に減少していく一方、1995 年に 16.5%であった老年人口比率（高齢化率）は上昇を続け、2020 年以降は 30%を超えると展望されています。

3.財政状況の推移と将来の見通し

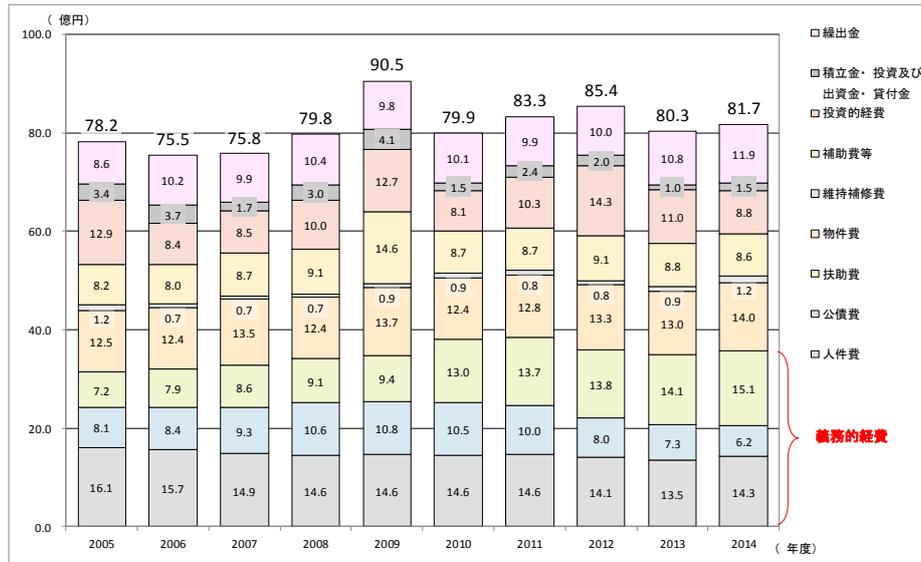
(1) 歳入



町の歳入の推移

本町の歳入は概ね 80～100 億円の間で推移しており、2014 年度は 85.7 億円です。歳入の 4 割程度を地方税が占めていますが、国・県からの支出金は 2010 年度以降、ほぼ横ばいです。

(2) 歳出

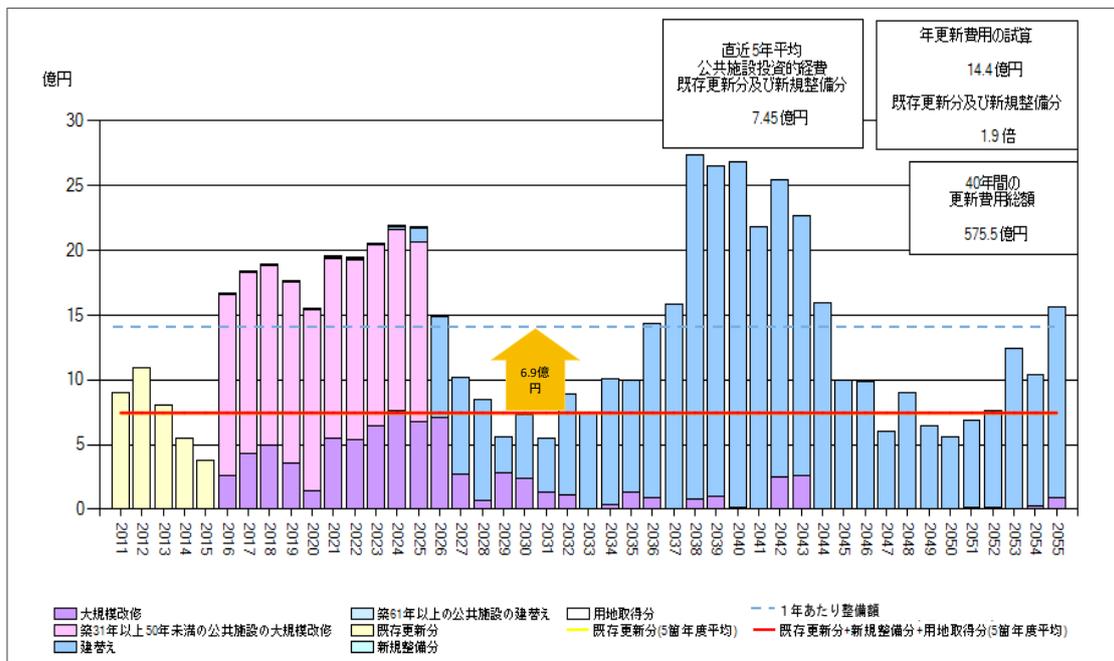


町の歳出の推移

本町の歳出は、概ね 80 億円前後で推移しています。歳出の内訳では、主に公共施設等の整備に充てられる投資的経費は、平均すると 10.5 億円になります。

一方、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する社会保障として支出されている扶助費は、2005 年度の 7.2 億円から年々増加し、2014 年度には 15.1 億円と 10 年間で 2.1 倍になっています。

4. 公共施設等の更新費用の試算



公共建築物について、今後必要とされる改修・更新費用を試算した結果、2016年から2055年までの40年間の間、公共施設をこのまますべて保有し続けた場合の

ストは総額で 575.5 億円、年平均で 14.4 億円となります。

2011 年度から 2015 年度までの 5 年間の公共建築物への投資的経費は年平均で 7.45 億円であるため、将来はその 2 倍程度の費用が求められることとなります。

5. 公共建築物に関する課題

公共建築物の現況、人口及び財政の現状と将来推計から、今後本町が公共施設等を管理していく上での課題を次のように整理しました。

① 相対的に高い保有施設の総量

本町では、「ベンチマーク分析」において、小学校、幼稚園・保育園・こども園、集会施設の町民 1 人あたりの施設規模が、全国や県内町の平均値を大きく超えています。また、「利用者推移見込み」においては、小学校（対象年代の 5～9 歳人口が、2060 年では 2015 年の 72%に推移）をはじめ、中学校、幼稚園・保育園・こども園、集会施設、町営住宅といった施設規模が大きい用途すべてにおいて、利用者（各施設の利用対象年代）が将来大きく減少すると想定されています。

このように、時代・需要の変化に合わせた施設規模の見直し、施設用途の変更、施設の統廃合を行っていく必要があります。

② 人口減少と少子高齢化の対応

人口減少が進行すると、公共建築物の利用者が減少するのみならず、維持管理費用の 1 人あたりの負担額が増加します。

将来予測される人口規模に見合った、公共建築物の保有量の適正化を行う必要があります。また、人口の年齢構成が変化していくことに伴って、公共建築物に対する町民の需要も変化しています。人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要です。

③ 公共建築物の更新需要の増大

公共建築物を維持していくための将来の費用は、今後 40 年間で約 575.5 億円かかるものと見込まれます。このことから将来の投資的経費は年平均で 14.4 億円となります。

一方、直近 5 年間の公共建築物の改修等にかけた費用は年平均で約 7.45 億円です。このことは、このままでは現在の公共建築物を 5 割程度しか維持できないことを示しています。

さらに、建替え更新時期が今後 20 年後からの 7 年間（2038 年～2044 年）に集中することが見込まれます。

公共建築物の更新を同時多発的に行うことは、財政的な問題もさることながら、公共建築物を利用する町民に対しての安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持することが困難であることを示しています。

第3章 アクションプランの基本方針

1. 公共建築物再配置に関する方針

本町においては、①施設の更新を契機に、施設数・規模の削減を図ります。また、②施設への需要があり、かつ建物の耐久性等に問題がなければ、耐用年数まで施設を維持することを基本とします。さらに、③公共建築物としての役割や需要が乏しい施設は、新たなコスト負担の発生や条件が整った場合に、積極的に民間・地域への移譲や用途廃止に取り組むことを基本とします。

そのため、具体的には次のような2つの基本方針に基づき、施設総量の適正化へ向けた再配置を実行します。

基本方針① 施設の継続保全(縮小)・統合・廃止に向けた取組を進めていきます。

今後の少子高齢化の進行に伴い、施設の役割や需要も大きく変わっていきます。今後のニーズに基づき適正に施設を配置するため、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、施設機能の拠点化・複合化を通じて、施設の縮小又は統合・廃止を行う取組を検討します。

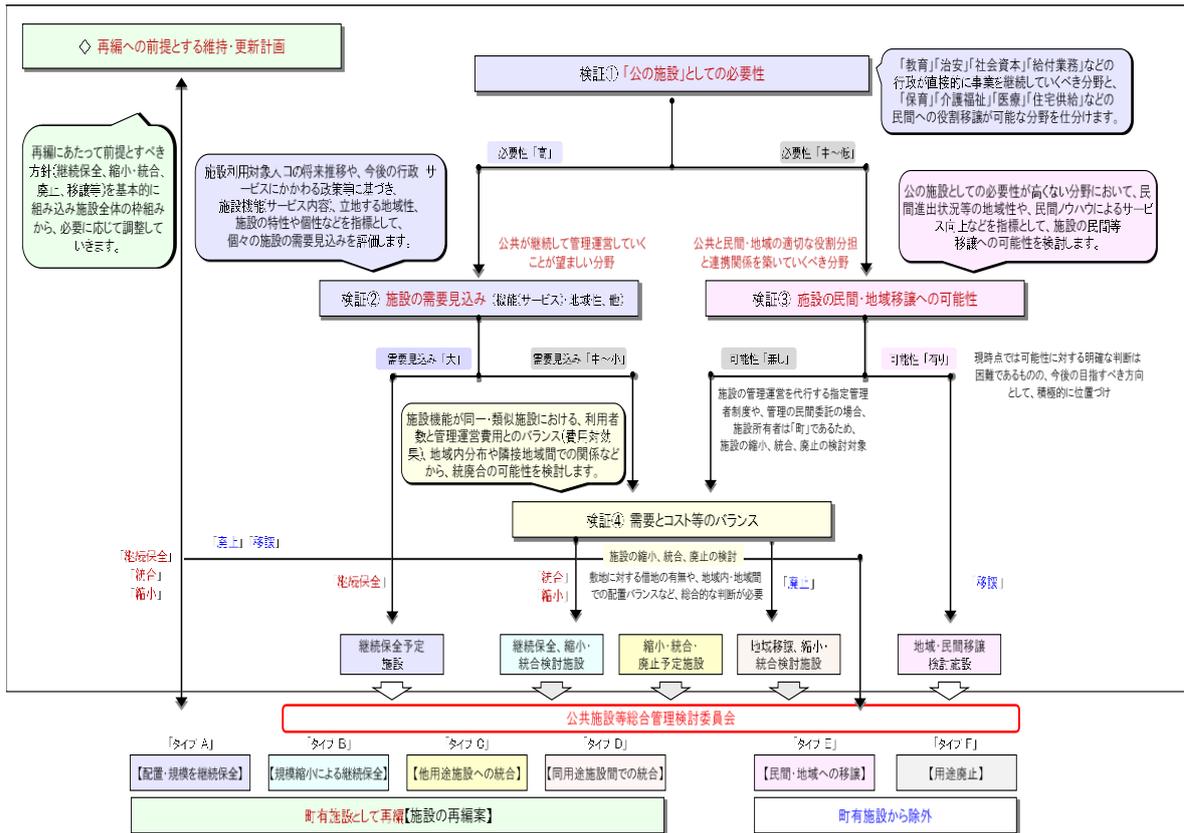
基本方針② 施設の民間・地域への移譲に向けた取組を進めていきます。

行政サービスの提供にあたっては、町の直接的な実施に加えて、施設の管理・運営を法人・団体等が代行する指定管理者制度等への移行を進めていきます。

今後はさらに、町による実施の必要性が高くない、民間ノウハウが町民へのサービス向上を期待できる施設に対しては、民間への移譲を検討します。

2. 公共建築物配置のための施設評価の考え方

公共建築物の更新を契機に、施設数・規模の削減を目指すことを念頭に、個々の施設が有する機能(サービス内容)や立地する地域性に基づき、今後の需要見込みや「公」から「民」への移譲の是非・可否を評価し、目指すべき方向を絞った上で、段階的に「継続保全」、「縮小」、「統合」、「移譲」、「廃止」等へのタイプ区分を検討します。



タイプ区分フロー図

3. 再編方向区分のとりまとめ

各施設の評価諸元から定量的な評価手法を用いて、再編方向を6つのタイプに区分しました。

再編方向として6つのタイプに区分した各施設に対し、将来に向けた戦略的な視点で「公共施設等総合管理検討委員会」における検討を経て、一部の施設については再編方向タイプを変更しました。

第4章 町域・区域別アクションプラン

1. 施設利用圏の枠組の設定

公共建築物はその用途、利用頻度、規模（拠点性）等により適正な利用圏域が決まります。本町では「小中学校の統廃合を実施せず、規模縮小を図りながら継続する」という方針と地域住民のコミュニティ意識を考慮し、アクションプランの構築にあたっては、「町域全体の利用を基本とする施設」と「小学校区内での利用を基本とする施設」の枠組みの中での取組として整理します。

(1) 町域全体の利用を基本とする施設

- 各用途における業務・活動について町の中心拠点となる施設
- 1施設に集約することで施設機能とサービスが向上する施設
例) 役場、文化会館、図書館 等

(2) 小学校区内での利用を基本とする施設

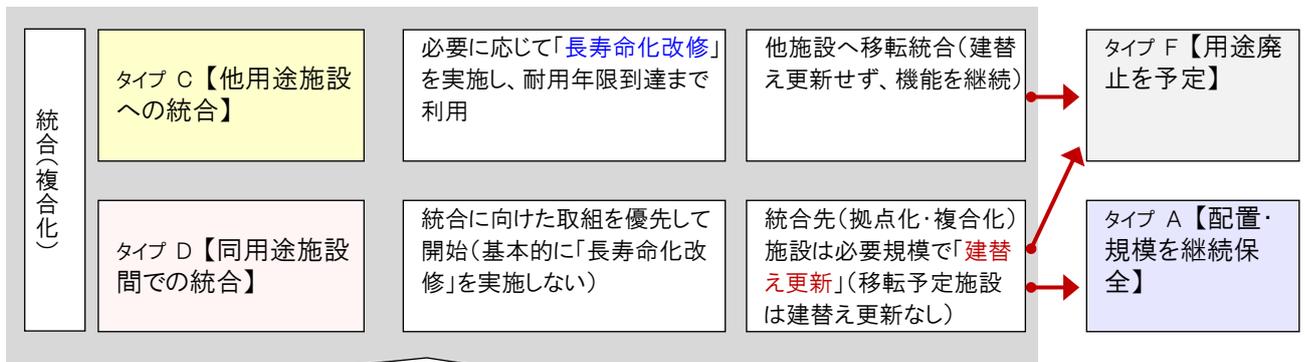
- 小学校区等の地域ごとに設置され、地域内の住民が日常的に利用する施設
例) 小中学校、幼保・こども園、地区まちづくりセンター、消防車庫 等

2. 再配置にむけた取組みの考え方

施設ごとの再編方向区分を定めた後は、施設の再配置に向けた取組として、施設の耐用年限を考慮したタイムスケジュールを検討します。検討にあたっては、施設の再編方向区分ごとに、「耐用年限到達までの取組」と「耐用年限到達時での取組」に分け、再編に向けた修繕・更新の内容を具体化します。

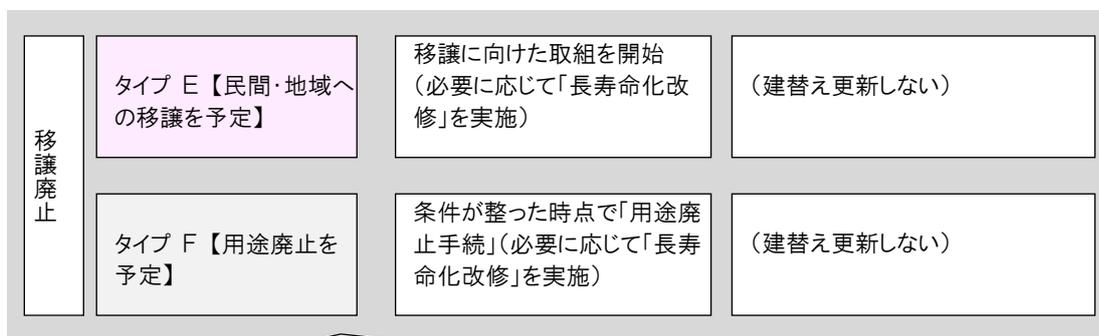
	再編方向区分	耐用年限到達までの取組	耐用年限到達時での取組
継続保全 (縮小)	タイプ A【配置・規模を継続保全】	「長寿命化改修」を実施し、耐用年限到達まで利用	現在規模と同等又は拠点化・複合化規模で「建替え更新」
	タイプ B【規模縮小による継続保全】	「長寿命化改修」を実施し、耐用年限到達まで利用	需要に見合った規模に縮小して「建替え更新」

※① 長期耐用年限のRC造・S造施設については、建設後、耐用年限の1/2～2/3が経過した時期に「長寿命化改修」を実施し、耐用年限到達前に、「建替え更新」することを基本とします。
主体建物に増築を伴う施設については、建設年度ごとの施設規模等を考慮し、必要に応じて段階的な更新をする計画としています。



※②【同用途施設間での統合】を検討する施設については、先行して建替え更新すべき施設への統合優位性、耐用年限が同時期施設間での優位な立地性、借地等の課題解消等から検討すべきと考えられますが、「幼稚園・保育園」、「消防施設・防災倉庫等」については、4園化構想・防災計画等による体系や組織のあり方に基づくため、施設の更新時期の整理程度に留めています。

【他用途施設への統合】を検討する施設は、耐用年限到達前の時期において、建替え更新を予定する施設を統合先候補とします。



※③【民間・地域への移譲を予定】する施設については、施設ごとに調整に要する期間が異なると想定されるものの、今後10年を目標に、管理条例を有する集会施設は、指定管理への移行後として後期に、その他は前期での設定を基本とします。

【用途廃止を予定】する施設についても、今後10年を目標に、耐震性能のない施設を前期に設定します。

第5章 施設類型ごとの再配置検討

1. 施設類型ごとの再編方向の区分

「町域全体の利用を基本とする施設」と「小学校区内での利用を基本とする施設」の枠組みの中での取組として整理したアクションプランを、本章では施設類型ごとに、「現状・課題」を整理し、公共建築物における「施設総量の適正化」、「耐震化」、「長寿命化」の視点に立った今後18年間の取組を示します。

2. 施設総量の適正化（縮減）目標の設定

「改修・更新費用の試算」、「公共建築物の延床面積」、「ベンチマーク」といった縮減効果の検証を経て、なかでも「公共建築物の延床面積」の縮減値は定量的に分かり易い数値であることと、アクションプランを管理運営するにあたっては計画更新で試算しやすいといえます。そこで、実行性が可能である数値であり、かつ、アクションプランの運営上、定量的に把握し易い数値として「公共建築物の延床面積」を施設総量の適正化に向けた目標値とします。縮減効果の検証では、アクションプラン期間中（2019年から2036年の18年）のシミュレーション結果で27.1%の縮減可能という結果を得ました。また、今後の公共建築物の更新にあたっては、財政面と再編方向の実現性の双方の観点からの検討とともに、住民サービスを適切に維持・向上させる必要があります。

これらの両立を念頭に、目指すべき公共建築物の延床面積縮減目標を「30%」として、アクションプラン（計画期間：2019年から2036年の18年）を展開します。

アクションプラン計画期間の目標 公共建築物の延床面積 30%縮減

この縮減目標は、公共建築物としての保有規模の縮減に加え、施設の統合等による建設事業の効率化を通じた更新費用の縮減を含めて達成していく施設総量の縮減目標値です。

第6章 アクションプランの推進に向けて

1.取組の推進体制

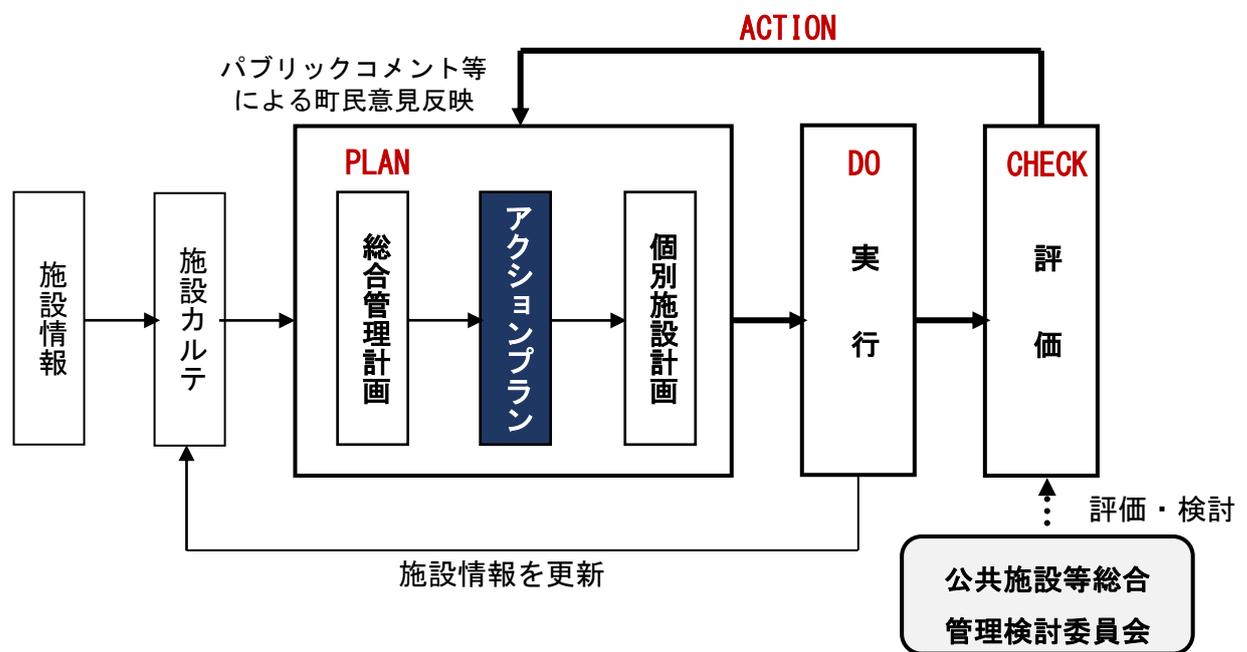
「アクションプラン策定翌年の2019年度から2020年度にかけて、アクションプランの取組方針に基づき、施設ごとに所管課が「個別施設計画」を策定します。

また、アクションプランを推進する上では、施設状況を把握し、財政所管課との擦り合わせを行うことによる予算確保までの流れを作ることが重要であるため、財政所管課と施設所管課との連絡体制を強化します。

2.取組の評価

アクションプランに位置づけた今後18年間の取組に対し、5年単位でその計画期間における効果検証（施設総量、コスト、ベンチマークの削減率、サービス水準、安全性等の達成度の確認）を行うことで、取組の有効性及び他事業へ反映すべき事例等を整理し、次の5年間に向けてアクションプランの見直しを行ないます。

アクションプラン策定後は、「公共施設等総合管理検討委員会」を継承・発展させ、定期的を開催する検討委員会の中で取組の進捗や見直し等に係る評価・検討を行います。



アクションプランのPDCAサイクル

以上